

工業用水道料金算定要領改正案新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">工業用水道料金算定要領</p> <p>工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条の供給規程に定める料金の認可に当たっては、この要領に基づき算定を行うものとする。</p> <p>1. 基本原則 （略） （備考 1） （略）</p> <p>2. 算定期間 <u>標準的な</u>料金算定期間は、<u>5年間</u>とする。ただし、当該工業用水道事業の特殊性、原価要素の変動の状況等からみてこれによることが適当でないと認められる場合については、適正な期間を設定できることとする。 （備考 2） （略）</p> <p>3. 総括原価 (1) 総括原価は、営業費用、<u>営業外費用</u> <u>及び資産維持費</u>の合計額から控除項目の額を控除した額とする。 (2) 総括原価の算定に当たっては、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画、資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用 <u>及び資産維持費</u>を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。 なお、受託工事その他の付帯的事業については、当該事業に要する</p>	<p style="text-align: center;">工業用水道料金算定要領</p> <p style="text-align: right;">平成 11 年 4 月 30 日 平成 11・03・23 立局第 2 号 通商産業省環境立地局長</p> <p>工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条の供給規程に定める料金の認可に当たっては、この要領に基づき算定を行うものとする。</p> <p>1. 基本原則 （略） （備考 1） （略）</p> <p>2. 算定期間 料金算定期間は、<u>原則として 4 月を始期とした 1 年間を単位とする将来の 3 年間</u>とする。ただし、当該工業用水道事業の特殊性、原価要素の変動の状況等からみてこれによることが適当でないと認められる場合については、適正な期間を設定できることとする。 （備考 2） （略）</p> <p>3. 総括原価 (1) 総括原価は、営業費用 <u>及び</u>営業外費用の合計額から控除項目の額を控除した額とする。 (2) 総括原価の算定に当たっては、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画、資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。 なお、受託工事その他の付帯的事業については、当該事業に要する</p>

直接費及び間接費を含め、収支相償うよう定められていなければならない。

(備考3) (略)

4. 営業費用

(略)

(備考4) (略)

(1) 人件費

① (略)

② 人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とする。

③ (略)

④ 退職給付費は、料金負担の期間的公平を図る見地から単に料金算定期間中の支払所要額を基準とすることなく、退職給付引当金制度を前提として算定するものとする。

(2)～(7) (略)

(8) 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間を通じて存する償却固定資産の取得価額及び料金算定期間中に増加する償却固定資産の期間計算を行った取得価額の合計額に対し、原則として定額法により適正に算定した額とする。

5. 営業外費用

営業外費用は、支払利息及びダム等水源施設費引当金の合計額とする。

(1)～(2) (略)

(3) 削除

直接費及び間接費を含め、収支相償うよう定められていなければならない。

(備考3) (略)

4. 営業費用

(略)

(備考4) (略)

(1) 人件費

① (略)

② 人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給与金の合計額とする。

③ (略)

④ 退職給与金は、職員の年齢構成の実態等を考慮し適正に算定した額とする。

(2)～(7) (略)

(8) 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間を通じて存する償却固定資産の取得価額及び料金算定期間中に増加する償却固定資産の期間計算を行った取得価額の合計額から国庫補助金等を控除した額に対し、原則として定額法により適正に算定した額とする。

5. 営業外費用

営業外費用は、支払利息、ダム等水源施設費引当金及び事業報酬の合計額とする。

(1)～(2) (略)

(3) 事業報酬

事業報酬は、料金算定期間中に存する企業債償還金から減価償却費を控除した額及び料金算定期間中の自己資金による施設への投資額に直近10年間の政府債の平均利率を乗じた額の合計額を超えない範囲内の額とする。

6. 資産維持費

資産維持費は、将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持するために、事業用資産の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額である。その額は、適正かつ効率的・効果的な事業計画に基づいて算定するものとする。

(備考5)

資産維持費を導入するにあたっては、①不断の経営効率化努力とそれに係る情報公開、②アセットマネジメントによる効率的かつ計画的な施設更新計画の策定、③施設更新計画及びそれに伴う料金改定に関する受水企業の理解、を前提とする。

7. 控除項目

控除項目の額は、過去の実績及び適正かつ効率的・効果的な事業計画、個別費目の性質等を勘案して適正に算定した利益剰余金及び諸手数料その他事業運営に伴う関連収入（資産の償却に伴い収益化する「長期前受金戻入」を含む）の合計額とする。

8. 料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

(備考6)

料金算定期間中の年平均有収率(以下「有収率」という。)が100分の70未満の事業にあっては、次式による計算を行って料金を算定することができるものとする。ただし、次式のうち減価償却費は、資産の償却に伴い収益化する「長期前受金戻入」を控除した後の額とし、控除項目は、7.の合計額から「長期前受金戻入」を除いた額とする。

$$\text{料金} = \frac{\{\text{経費} + (\text{減価償却費} + \text{支払利息}) \times \text{有収率} \times 100/70 + \text{資産維持費}\} - \text{控除項目}}{\text{契約水量}}$$

有収率 = (略)

経費 = (略)

(新規)

6. 控除項目

控除項目の額は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画、個別費目の性質等を勘案して適正に算定した諸手数料その他事業運営に伴う関連収入の合計額とする。

7. 料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

(備考5)

料金算定期間中の年平均有収率(以下「有収率」という。)が100分の70未満の事業にあっては、次式による計算を行って料金を算定することができるものとする。

$$\text{料金} = \frac{\{\text{経費} + (\text{減価償却費} + \text{支払利息}) \times \text{有収率} \times 100/70 + \text{事業報酬}\} - \text{控除項目}}{\text{契約水量}}$$

有収率 = (略)

経費 = (略)

(附則)

1. 本要領は、平成20年〇〇月〇〇日より施行する。
なお、(備考4)(1)人件費④退職給付費及び(8)減価償却費は、地方公営企業会計制度の見直しに係る関係政省令等(以下「新会計制度」という)の適用時より適用する。ただし、当該料金算定要領の施行日から新会計制度適用までの間に工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第17条の供給規程に定める料金の認可を行う場合は、従前の料金算定要領に基づき算定を行うものとする。
2. 平成11年4月30日付け平成11・03・23立局第2号通商産業省環境立地局長通達は、廃止する。

(附則)

1. 本要領は、平成11年7月1日より施行する。
2. 平成3年4月30日付け3立局第124号通商産業省立地公害局長通達は、廃止する。